

適合監査等の認定手続き及びCSマーク使用許諾手続に関する規則

第1条 (目的)

本規則は、クラウド情報セキュリティ監査制度運営細則（以下、「運営細則」という）第9条に定める自主監査の届出とCSシルバーマーク使用申請及び適合監査の届出とCSゴールドマークの使用申請に対する使用許諾に関わる手続を定めることを目的とする。

第2条 (自主監査の届出とCSシルバーマークの申請)

クラウド情報セキュリティ監査制度規程（以下、「規程」という）第12条第1項に定める申請は、運営細則第5条第1項に定めるCS言明をした者が以下の文書と附則第1条に定める手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。

1. 様式 CS-1「クラウドコンピューティングサービス自主監査届兼CSシルバーマーク使用申請書」
2. 様式 CS-3「CS言明書」
3. 様式 CS-4「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」
4. 様式 CS-5「監査基本計画書」
5. 様式 CS-6「監査実施計画書」
6. 様式 CS-7「監査報告書」
7. 様式 CS-8「クラウド情報セキュリティ内部監査人届」

第3条 (自主監査の追加届出とCSシルバーマーク使用対象の追加申請)

CSシルバーマークの使用対象となっているCS言明書に記載されたクラウドコンピューティングサービスに対して当該CS言明書の範囲に含まれない基本言明要件を含む新たなCS言明書を作成した会員（規程第12条1項により当該CSシルバーマークの使用許諾を受けた者に限る）は、以下の文書と附則第1条に定める手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、当該CSシルバーマークの使用対象に当該新たなCS言明書を追加する旨の申請を行うことができる。

1. 様式 CS-10「クラウドコンピューティングサービス自主監査追加届兼CSシルバーマーク対象追加申請書」
2. 様式 CS-3「CS言明書」
3. 様式 CS-4「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」又は前条第3号に定める文書のうち過去3年以内の報告日のものに関する様式 CS-15「提出済文書通知」
4. 様式 CS-5「監査基本計画書」
5. 様式 CS-6「監査実施計画書」

6. 様式 CS-7「監査報告書」
7. 様式 CS-8「クラウド情報セキュリティ内部監査人届」

第4条 (適合監査の届出と CS ゴールドマークの申請)

1、運営細則第5条第2項の要件を満たした者が行う、規程第12条第2項に定める申請は、以下の文書と附則第1条に定める手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。

1. 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」
2. 対象となる監査ごとに、様式 CS-9「外部評価手続の結果報告書」
3. 対象となる監査ごとに、様式 CS-14「クラウド情報セキュリティ外部監査人届」
4. 対象となる監査すべてに関わる前二条に定める文書一式又はこれらに関する様式 CS-15「提出済文書通知」

なお、第3条の追加申請を行った者で、外部評価手続を複数回にまたがって行った者は、対象となる監査ごとに様式 CS-9 及び様式 CS-14 を提出しなければならない。

2、運営細則第5条第3項の要件を満たした者が行う規程第12条第2項に定める申請は、以下の文書と附則第1条に定める手数料を添えて、協議会に届け出て行うものとする。

1. 様式 CS-19「CS ゴールドマークの使用申請に関わる事業者審査の申請書」
2. 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」
3. 様式 CS-3「CS 言明書」
4. 様式 CS-4「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」
5. 様式 CS-5「監査基本計画書」
6. 様式 CS-6「監査実施計画書」
7. 様式 CS-7「監査報告書」
8. 様式 CS-8「クラウド情報セキュリティ内部監査人届」
9. 本条第1項の2～3号に定める文書
10. 様式 CS-17「CS マーク使用者責務に関する誓約書」

第5条 (届出・申請の受理と CS マークの使用許諾)

1、協議会は、申請日を起算日として過去1年以内に行われた自主監査について第2条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、自主監査の届出及び CS シルバー

マークの申請としてこれを受理し、規程第 12 条 1 項に定める CS シルバーマークの使用を許諾することができる。

- 2、協議会は、申請日を起算日として過去 1 年以内に行われた自主監査について第 3 条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、自主監査の追加届出及び既に許諾している CS シルバーマークの使用対象の追加申請としてこれを受理し、規程第 12 条 1 項に定める CS シルバーマークの使用対象の CS 証明書として追加することを許諾することができる。
- 3、協議会は、申請日を起算日として過去 1 年以内に行われた自主監査について第 4 条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、CS ゴールドマークの申請としてこれを受理し、規程第 12 条 2 項に定める CS ゴールドマークの使用を許諾することができる。
- 4、協議会は、使用許諾の有効期日を起算日としてそれ以前の 1 年以内に行われた自主監査について行われた第 6 条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、自主監査の届出及び CS シルバーマークの継続申請としてこれを受理し、規程第 12 条 1 項に定める CS シルバーマークの使用許諾の継続をすることができる。
- 5、協議会は、使用許諾の有効期日を起算日としてそれ以前の 1 年以内に行われた自主監査について行われた第 7 条に規定する届出に不備等がないと認めるときは、CS ゴールドマークの継続申請としてこれを受理し、規程第 12 条 2 項に定める CS ゴールドマークの使用許諾の継続をすることができる。

第 6 条 （自主監査更新の届出と CS マーク使用許諾継続の申請）

CS シルバーマークの使用対象となっている CS 証明書に対して新たな自主監査を実施した会員(規程第 12 条 1 項により当該 CS シルバーマークの使用許諾を受けた者に限る)は、使用許諾期間が終了する日の 6 ヶ月前から有効期日までに、以下の文書と附則第 1 条に定める手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、CS マークの使用許諾継続の申請をすることができる。

1. 様式 CS-11 「クラウドコンピューティングサービス自主監査更新届兼 CS シルバーマーク継続使用申請書」
2. 様式 CS-4 「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」又は第 2 条第 3 号に定める文書のうち過去 3 年以内の報告日のものに関する様式 CS-15 「提出済文書通知」
3. 様式 CS-5 「監査基本計画書」
4. 様式 CS-6 「監査実施計画書」
5. 様式 CS-7 「監査報告書」
6. 様式 CS-8 「クラウド情報セキュリティ内部監査人届」

第7条 (適合監査の届出と CS マーク使用許諾継続の申請)

CS ゴールドマークの使用対象となっている CS 言明書に対して適合監査を実施した者（規程第 12 条 2 項により当該 CS ゴールドマークの使用許諾を受けた者に限る）は、使用許諾期間が終了する日の 6 ヶ月前から有効期日までに、以下の文書と附則第 1 条に定める手数料を添えて、協議会に届け出ることにより、使用許諾の継続を申請するものとする。

1. 様式 CS-12「クラウドコンピューティングサービス適合監査更新届兼 CS ゴールドマーク使用継続申請書」
2. 対象となる監査ごとに、様式 CS-9「外部評価手続の結果報告書」
3. 対象となる監査ごとに、様式 CS-14「クラウド情報セキュリティ外部監査人届」
4. 対象となる監査すべてに関わる第 6 条に定める文書一式又はこれらに関する様式 CS-15「提出済文書通知」

第8条 (言明書記載内容の変更と CS マークの使用継続)

規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者が使用許諾期間内に CS 言明書の記載内容を変更するときは、様式 CS-16「CS マーク使用許諾継続申請書」に下記 1 号から 3 号のうち該当する項に定める文書及び附則第 1 条に定める手数料を添えて、協議会に当該 CS マークの使用の継続を申請しなければならない。

協議会は CS 言明書に基づき管理されたリスクが当該変更により重大な変化がないと認められる場合に、その申請に基づく CS マーク使用の継続を承認することができる。

1. 記載内容の変更が、事業者名、住所、言明者の改姓、サービス名称の変更等の軽微な変更である場合、以下に該当するそれぞれの文書。

1. 変更後の CS 言明書
2. 既に提出した下記のいずれかに該当するクラウドコンピューティングサービス監査届兼 CS マーク使用申請書
 - ・ 様式 CS-1「クラウドコンピューティングサービス自主監査届兼 CS シルバーマーク使用申請書」(第 2 条第 1 号)
 - ・ 様式 CS-10「クラウドコンピューティングサービス自主監査追加届兼 CS シルバーマーク対象追加申請書」(第 3 条 1 号)
 - ・ 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」(第 4 条第 2 項 2 号)

2. 記載内容の変更が言明者の交代、同一企業内の組織変更などによるもので情報セキュリティガバナンスの構造に変化がない場合には、以下に該当するそれぞれの文書。

1. 変更後の CS 言明書

2. 既に提出した下記のいずれかに該当するクラウドコンピューティングサービス監査届兼 CS マーク使用申請書
 - ・ 様式 CS-1「クラウドコンピューティングサービス自主監査届兼 CS シルバーマーク使用申請書」(第 2 条第 1 号)
 - ・ 様式 CS-10「クラウドコンピューティングサービス自主監査追加届兼 CS シルバーマーク対象追加申請書」(第 3 条 1 号)
 - ・ 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」(第 4 条第 2 項 2 号)
 3. 様式 CS-17「CS マーク使用者責務に関する誓約書」(該当する場合)
 4. 様式 CS-4「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」
- 3、上記第 1 項、第 2 項のいずれにも相当しない変更がある場合には、以下に該当するそれぞれの文書。なお、本 3 項と第 1 項または第 2 項を併願する場合には、同一文書の複数提出を求めない。
1. 変更後の CS 言明書
 2. 既に提出した下記のいずれかに該当するクラウドコンピューティングサービスの監査届兼 CS マーク使用申請書
 - ・ 様式 CS-1「クラウドコンピューティングサービス自主監査届兼 CS シルバーマーク使用申請書」(第 2 条第 1 号)
 - ・ 様式 CS-10「クラウドコンピューティングサービス自主監査追加届兼 CS シルバーマーク対象追加申請書」(第 3 条 1 号)
 - ・ 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」(第 4 条第 2 項 2 号)
 3. 様式 CS-4「クラウドコンピューティングサービスに関わる情報セキュリティガバナンス報告書」(情報セキュリティガバナンスの構造に変化があった場合)
 4. 変更部分を含む様式 CS-6「監査実施計画書」
 5. 変更部分を含む様式 CS-7「監査報告書」
 6. 様式 CS-8「クラウド情報セキュリティ内部監査人届」、変更部分を含む様式 CS-9「外部評価手続の結果報告書」(CS ゴールドマークの使用継続の場合)
 7. 様式 CS-14「クラウド情報セキュリティ外部監査人届」(CS ゴールドマークの使用継続の場合)

第 9 条 (CS マークの使用中止)

- 1、CS マークの使用対象となっている CS 言明書に基づき管理されたリスクに重大な

変化があった場合、規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者は、直ちに当該 CS マークの使用を中止し、速やかに以下の文書を添えて、協議会に当該 CS 言明書に対する当該 CS マークの使用の中止を届け出なければならない。

1. 様式 CS-13「クラウドコンピューティングサービス CS マーク使用中止届」
 2. 対象となる CS 言明書
- 2、CS マークの使用対象となっている CS 言明書に基づき管理されたリスクに重大な変化がない場合、規程第 12 条 1 項又は 2 項により当該 CS マークの使用許諾を受けた者は、以下の文書を添えて、協議会に当該 CS 言明書に対する当該 CS マークの使用の中止を届け出ることができる。
1. 様式 CS-13「クラウドコンピューティングサービス CS マーク使用中止届」
 2. 対象となる CS 言明書

第 10 条 (CS マークの使用許諾期間の取扱い)

運営細則第 10 条に定める使用許諾期間は、次のとおりとする。

- 1、CS シルバーマークの初回の使用許諾は、その使用対象となる CS 言明書に対する自主監査の監査報告日から 3 年 6 ヶ月をもって終了とする。
- 2、CS ゴールドマークの初回の使用許諾は、その使用対象となる CS 言明書（複数の CS 言明書がある場合にはそのうちの最先のもの）に対する自主監査の監査報告日から 3 年 6 ヶ月をもって終了とする。
- 3、CS シルバーマーク及び CS ゴールドマークの使用許諾の有効期日の 6 ヶ月前から有効期日までには第 6 条又は第 7 条に定める届出を行った者に対して、届出の内容が適正であると認められた場合には、使用の許諾有効期間を更に 3 年間延長する。

第 11 条 (CS マークの使用許諾を受けた者の責務の内容)

- 1、運営細則第 17 条 7 号のただし書き（インシデント報告義務の除外対象）の場合とは、以下のいずれかの様式の提出に際して申請されたインシデントの確認方法に従って、協議会がインシデントを確認できている場合とする。
 1. 様式 CS-1「クラウドコンピューティングサービス自主監査届兼 CS シルバーマーク使用申請書」
 2. 様式 CS-2「クラウドコンピューティングサービス適合監査届兼 CS ゴールドマーク使用申請書」
 3. 様式 CS-11「クラウドコンピューティングサービス自主監査更新届兼 CS シルバーマーク継続使用申請書」
 4. 様式 CS-12「クラウドコンピューティングサービス適合監査更新届兼 CS ゴールドマーク継続使用申請書」

2、運営細則第 17 条 10 号の様式は様式 CS-18「CS ゴールドマークに関わる自主監査実施報告」とする。

第 12 条 （規則の変更）

本規則の改定は、コア会議の議決による。

附則

第 1 条 （手数料）

申請手数料は下表のとおりとする（消費税別）。

条番号	申請内容	項番	金額
第 2 条	自主監査の届出と CS シルバーマークの申請		15,000 円
第 3 条	自主監査の追加届出と CS シルバーマーク使用対象の追加申請		15,000 円
第 4 条	適合監査の届出と CS ゴールドマークの申請	第 1 項	15,000 円
		第 2 項	100,000 円
第 6 条	自主監査更新の届出と CS マーク使用許諾継続の申請		15,000 円
第 7 条	適合監査の届出と CS マーク使用許諾継続の申請		15,000 円
第 8 条	言明書記載内容の変更と CS マークの使用継続	第 1 項	5,000 円
		第 2 項	5,000 円
		第 3 項	10,000 円

第 2 条 （施行期日）

この規則は令和 3 年 7 月 15 日より適用する。

この規則が令和 4 年 6 月 22 日より適用する。

第 3 条 （経過措置）

運営細則の附則第 2 条（経過措置）に定める特例期間を令和 5 年 3 月末日に読み替える。